

登録番号

131-6

## ○大阪産業大学国際学部修学規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 5 年 2 月 2 日

## 第 1 章 総則

**第 1 条** 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第 27 条、第 28 条および第 29 条に基づく国際学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

**第 2 条** 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目および実践教育科目とする。

**第 3 条** 授業科目のうち特定のを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第 14 条第 3 項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

**第 4 条** 最終学年において、「ゼミナール 3」および「ゼミナール 4」の審査に合格しなければならない。

2 「ゼミナール 4」をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

**第 5 条** 履修分野を英語分野、日本語分野、中国語分野および国際・地域研究分野に分ける。

なお、各分野の履修方法は別に定める。

## 第 2 章 履修申請

**第 6 条** 履修申請は、セメスターごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に 2 科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第 1 号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

**第 7 条** 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第 7 条の 2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

**第 8 条** 前 3 条の規定に違反した者には、単位を与えない。

## 第 3 章 履修制限

**第 9 条** 1 年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 1 セメスターあたり上限 24 単位で 1 年間 48 単位とする。

(2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目

ハ 学則第 33 条および第 34 条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

**第 10 条** 科目の履修および卒業見込証明書発行の条件は、次のとおりとする。

(1) 「ゼミナール 3」を履修するためには、前年度修了時点において、卒業要件単位数の修得単位数が 86 単位以上でなければならない。なお、編入学生は、卒業要件単位数の修得単位数が 24 単位以上

1 学則・奨学関係 (131-6 大阪産業大学国際学部修学規程)

でなければならない。

- (2) 「ゼミナール4」を履修するためには、原則として「ゼミナール3」をあらかじめ修得していなければならない。

なお、「ゼミナール3」および「ゼミナール4」を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

- 2 卒業見込証明書は、4年次において「ゼミナール3」の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

- 2 学則第30条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

- (1) 総合教育科目は、次により24単位以上とする。

イ「国際学概論」は必修とする。

ロ「日本事情1」および「日本事情2」は留学生のみ必修とする。

ハ 言語文化科目は必ず2か国以上を選択し、合わせて12単位以上を修得すること。

なお、留学生は日本語8科目8単位を必修とし、その他の言語（ただし、母語は履修できない）と合わせて12単位以上を修得すること。

- (2) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、70単位以上とする。なお、選択必修として、専門演習科目と研究科目の同一分野から22単位以上を修得しなければならない。

- (3) 実践教育科目は、6単位以上とする。

- (4) 他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

総合教育科目	教養教育科目	学際領域	2単位（「国際学概論」は必修）	24 単位 以上	124 単位	学士 （国際学）	
		人文科学					
		社会科学					
		自然科学					
		日本文化					4単位（留学生に限る）
		人間教育					
		身体科学					
	言語文化科目	英語	2か国語以上 12単位以上				
		中国語					
		ドイツ語					
フランス語							
朝鮮語							
日本語	8単位（留学生に限る）						
専門教育科目	国際学部 共通科目	国際理解	70 単位 以上 （自由 科目8 単位を 含む）				
		言語文化					
		現代の社会と文化					
		人間の心理					
	専門演習 科目	英語分野	専門演習科目と研究科目の同一分野から 22単位以上選択必修				
		日本語分野					
		中国語分野					
		国際・地域研究分野					
	研究科目	英語分野	22単位以上選択必修				
		日本語分野					
中国語分野							
国際・地域研究分野							
卒業プロジェクト		8単位以上					
実践教育科目		6単位 以上					
4年以上在学							

3 学則第13条に定める3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

- (1) 総合教育科目は、「国際学概論」必修2単位を含めて、2単位以上とする。
- (2) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、52単位以上とする。ただし、卒業プロジェクトから「ゼミナール3」および「ゼミナール4」を含めて、8単位以上を修得しなければならない。また、選択必修として、専門演習科目と研究科目の同一分野から22単位以上を修得しなければならない。
- (3) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取扱い、上限を4単位とする。
- (4) 「入門演習1」および「入門演習2」は、履修することができない。

総合教育科目	教養教育科目	学際領域	2単位（「国際学概論」は必修）  留学生に限る	2 単位 以上	62 単位	学士（国際学）
		人文科学				
		社会科学				
		自然科学				
		日本文化				
		人間教育				
		身体科学				
	言語文化科目	英語	留学生に限る			
		中国語				
		ドイツ語				
フランス語						
朝鮮語						
日本語						
専門教育科目	国際学部 共通科目	国際理解	52 単位 以上 (自由科目 4単位を含 む)			
		言語文化				
		現代の社会と文化				
		人間の心理				
	専門演習 科目	英語分野		専門演習科目と研究科目の同一分野から 22単位以上選択必修		
		日本語分野				
		中国語分野				
		国際・地域研究分野				
	研究科目	英語分野				
		日本語分野				
中国語分野						
国際・地域研究分野						
卒業プロジェクト		8単位以上				
実践教育科目						
2年以上在学						

### 第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

**第12条** 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の2（以下別表という。）に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種英語の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を30単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を1単位、合わせて59単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種英語の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26

## 1 学則・奨学関係（131-6 大阪産業大学国際学部修学規程）

単位、かつ、「教科および教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

2 別表に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、卒業要件単位として、生涯学習論および人権教育を総合教育科目の教養教育科目区分に算入する。

**第13条** 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

(1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む）が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。

(2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。

(3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

### 第6章 試験

**第14条** 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。

3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

**第15条** 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。

3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。

4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。

5 追試験の期日は、教授会において定める。

6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。

7 追試験の成績は、90点満点とする。

**第16条** 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

(1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。

(2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。

(3) 受験のさいは、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。

(4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。

(5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。

(6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場

外に持ち出してはならない。

**第17条** 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

### 第7章 雑則

**第18条** 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県（阪神地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」が発令されたとき。
- (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル4以上が発令されたとき。
- (3) 西日本旅客鉄道（JR西日本）「片町線」（学研都市線／京橋～松井山手間）の一部または全部が途絶しているとき。
- (4) 大阪市高速電気軌道（Osaka Metro）「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」（本町～生駒間）および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。

2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第1項第2号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。

- (1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常通り1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。
- (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
- (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- (4) 第1項第1号または第2号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。

3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。

4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

**附則**（平成29年3月6日）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附則**（平成31年3月7日）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附則**（令和2年3月16日）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附則**（令和3年3月19日）

1 学則・奨学関係（131-6 大阪産業大学国際学部修学規程）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 日）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 29 日）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 8 月 29 日から施行する。ただし、第 18 条については、学則第 51 条の定めに関わらず、令和 4 年度以降に在籍する学生に適用する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 日）

（施行期日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。